

オープン病院事業法人

(オープン病院事業を行う医師会や歯科医師会) に係る証明 (規則第 5 条 6 号用)

厚生労働大臣が証明する基準

1. 収入要件 (平成 20 年厚生労働省告示第 297 号第 1 号)

(全体)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9}$$

- 以下の _____ が、6 割を超えること。

$\textcircled{10}$

- ① 社会保険診療に係る収入金額
- ② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
(おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{2}$ が成立すること。)
- ③ 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬
(おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{3}$ が成立すること。)
- ④ 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬
(おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{4}$ が成立すること。)
- ⑤ 健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。) に係る収入金額
(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- ⑥ 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額
(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- ⑦ 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額
- ⑧ 助産に係る収入金額
(証明申請書別紙「9. 助産にかかる収入」の A 又は C の金額のうち、いずれか低い方の金額 (D) と一致すること。)
- ⑨ 2 号口に掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する

補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

- ⑩ 当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）

※1 医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること。

・当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの

・会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）

※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

2. 事業等要件（平成20年厚生労働省告示第297号第2号）

・《イに該当》又は《医師会で、ロ（1）～（6）の内2つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ（1）～（5）の内2つ以上に該当》することが必要となる。

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項の地域医療支援病院の開設者であること。

ロ （1）主たる事務所の所在する都道府県（以下「所在都道府県」という。）又は所在都道府県内の市町村（特別区含む。以下同じ。）の区域内に設置されている学校に

における学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 1 項に規定する学校医の相当数が、当該医師会の会員である医師であること。

(2) 所在都道府県等（所在都道府県又は所在都道府県内の市町村をいう。以下同じ。）において、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イに掲げる救急医療を提供すること。

(3) 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県等において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を実施していること。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に規定する特定健康診査又は同法第 24 条に規定する特定保健指導の実施について、同法第 7 条第 2 項に規定する保険者（所在都道府県等における保険者に限る。）から委託を受けていること。

(5) 所在都道府県等において、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条の 2 第 2 項に規定する地域産業保健センター事業を実施していること。

(6) 当該医師会の会員である医師が、へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

八 (1) 休日（当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。以下同じ。）に診療を行っていること。なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日（日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び 12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日並びに 1 月 3 日）を表示する診療時間とする場合にあっては、本項に該当するものであること。

(2) 夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までの間（休日を除く。）をいう。）に診療を行っていること。

(3) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が、所在都道府県等において、往診及び巡回診療を行っていること。

(5) 当該病院又は診療所に属する歯科医師（いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含む。）が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。